



京都府子どもの 読書活動推進計画

(第五次推進計画)

～様々なつながりの中で自ら読書する子ども～



令和7年3月
京都府教育委員会

京 都 府 子 ど も の
読 書 活 動 推 進 計 画

(第五次推進計画)

～様々なつながりの中で自ら読書する子ども～

令和7年3月
京都府教育委員会

目次

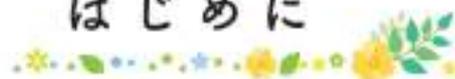
はじめに	4
第1章 第五次推進計画策定の趣旨	6
第2章 第四次推進計画期間における成果と課題	
1 第四次推進計画期間における施策	7
2 第四次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題	8
(1) 家庭における読書活動の推進	8
(2) 学校等における読書活動の推進	10
(3) 地域社会における読書活動の推進	12
(4) 効果的な読書活動の推進	13
第3章 第五次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況	
1 推進計画の基本的な考え方	14
2 子どもの読書の状況	14
3 京都府の役割	
(1) 家庭における読書活動の推進	15
(2) 学校等における読書活動の推進	15
(3) 地域社会における読書活動の推進	15
(4) 効果的な読書活動の推進	15
4 第五次推進計画の期間	15
第4章 努力目標と具体的な推進方策	
1 家庭における読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	16
(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援	16
ア 読書活動への理解の促進	16
イ 学校・地域との連携	17
2 学校等における読書活動の推進	
(1) 学校等の役割と取組	18
ア 読書活動の推進における学校等の役割	18
イ 幼稚園・保育所・認定こども園における取組	19
ウ 小・中・高等学校における取組	20
エ 特別支援学校における取組	20
オ 教職員の推進体制	21

(2) 学校図書館の役割と取組	22
ア 学校図書館の役割と取組	22
イ 学校図書館の図書資料の充実	22
ウ 学校図書館の情報化	23
エ 学校図書館の開館	24
オ 余裕教室等の活用	24
3 地域社会における読書活動の推進	
(1) 図書館等の役割と取組	25
ア 市町村立図書館等の役割と取組	25
イ 府立図書館の役割と取組	26
(2) 民間団体等の役割	26
4 効果的な読書活動の推進	
(1) 関係機関等の連携・協力	28
(2) 啓発・広報の推進	28
ア 啓発・情報提供	28
イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進	28
ウ 「古典の日」を中心とした取組の推進	29
(3) 推進体制の整備	29
※用語の解説	30

【資料】

◆学校図書館に関する法律【抜粋】	
「子どもの読書活動の推進に関する法律」	33
「学校図書館法」	35
「図書館法」	36
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」	37
◆学校図書館の基本的機能の充実	38
◆学校図書館運営チェックリスト	42
◆〔学校図書館図書標準〕「算定早見表」	44
◆小・中・義務教育学校「読書活動推進計画」＜参考例＞	45

はじめに



子どもは空想の天才です。大人の膝の上で物語を聞きながら、大人は予測もしない言葉が飛び出たり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくことになります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとつまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。勉強や遊びに忙しいですが、友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子ども、外国の物語に魅せられる子ども、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。



中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり、向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深淺をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。教職員や保護者等の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子どももいます。学習や

部活動で忙しいですが、人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。

高等学校期は、自分の興味や関心が一層明確な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来について真剣に考えるときです。学習やスポーツ、文化活動に費やす時間が多い時期ですが、読書を自分の将来設計にどう生かすかは重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の書となる本に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。



このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してみると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。最近の社会状況を見てみると、インターネットやスマートフォン、SNSや動画サイトの急激な普及により、その使用方法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会全体で生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。



第1章 第五次推進計画策定の趣旨

読書活動は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）が、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。））であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

京都府では、推進法第9条第1項の規定により、平成16年3月、「京都府子どもの読書活動推進計画」（「第一次推進計画」）を策定し、家庭・学校・地域社会が連携・協働して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

その後平成22年1月に第二次推進計画、平成27年1月に第三次推進計画、令和2年3月には第四次推進計画を策定してきました。

国においては、子どもの読書活動を推進するため、以下のような様々な取組がなされてきました。

- ・平成11年8月 子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決議する。
- ・平成13年12月 推進法が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」に定められる。
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成17年7月 「文字・活字文化振興法」が成立する。
- ・平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成20年6月 「図書館法」が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、都道府県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努めることなどが盛り込まれる。
- ・平成20年6月 「国民読書年に関する決議」により平成22年が「国民読書年」と定められる。
- ・平成25年5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成26年6月 「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めることが定められる。
- ・平成30年4月 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行される。
- ・令和5年3月 第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。

これらの諸情勢の変化を踏まえ、京都府では第四次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、「京都府子どもの読書活動推進計画（第五次推進計画）」（以下「第五次推進計画」という。）を策定します。

第2章

第四次推進計画期間における成果と課題

1 第四次推進計画期間における施策

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭・学校・地域三者の連携・協働のもと地域社会全体で子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

◆「子ども読書本のしおりコンテスト」
の実施（平成24年度～）
令和6年度・・・応募数 5,049点

- ◆京の子ども「ブックワールド」作成・配布
（平成16年度～）
- ◆推薦図書「京の子ども110選」作成・配布
（平成17年度～）
- ◆親と子の言葉の菜（しおり）作成・配布
（平成21年度～）
- ◆「本は友だち?！」作成・配布（令和2年～）
- ◆乳幼児向け図書リスト作成・配布（令和6年～）

◆教育局別子どもの読書活動推進の取組（令和2年度～）



【乙訓教育局】



【山城教育局】



【南丹教育局】



【中丹教育局】



【丹後教育局】

【乙訓教育局】 令和6年度乙訓親まなびフォーラム

【山城教育局】 令和6年度山城地方「子どもと本をつなぐ」
地域連携会議

【南丹教育局】 令和6年度なんたん子育てフォーラム

【中丹教育局】 令和6年度地域の子育て指導者研修会

【丹後教育局】 6年生による読み聞かせ会

◆学校図書館司書教諭養成事業

- ・講習会への派遣（平成 16 年度～）
- ・令和 4 年度～令和 6 年度で計延べ 88 名受講、7 名が司書教諭資格を取得
※令和 2・3 年度は講習会が中止

◆古典の日の取組

◆ホームページ（※ 1）の充実（平成 29 年度～）

- ・学校図書館運営チェックリスト
- ・学校図書館図書標準・廃棄基準資料
- ・学校図書館の取組事例 等

◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取

◆府立図書館の取組

- ・貸出文庫（昭和 57 年度～）
- ・機関貸出（昭和 58 年度～）
- ・連絡協力車の毎週運行（平成 13 年度～ ※平成 29 年度～連絡協力車の運行を週 1 回から週 2 回に倍増）
- ・京都府図書館総合目録ネットワークの実施（平成 13 年度～）
- ・取寄せ申込み e サービス（平成 18 年度～）
- ・学校支援セット貸出（※ 2）（平成 20 年度～）
- ・電子書籍・オーディオブックサービス（令和 4 年度～）



【学校支援セット】

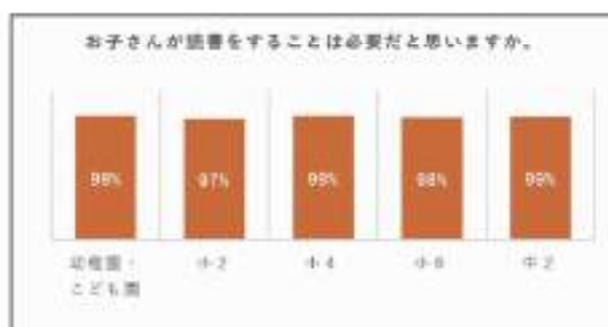
2 第四次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

ア 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための啓発

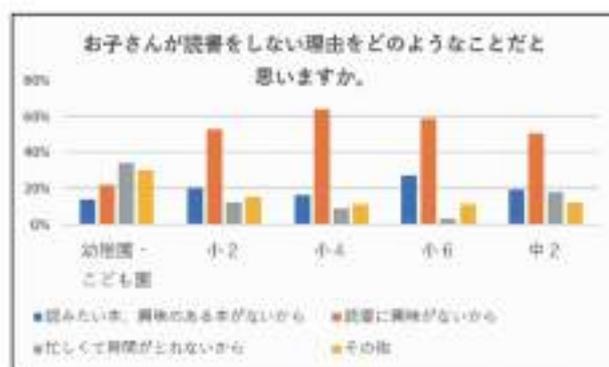
令和 5 年度京都府内の幼稚園・こども園児、小・中学生の保護者 1,037 人に取ったアンケートの「お子さんが読書をすることは必要だと思いますか」という質問に対して、「必要である」と答えた保護者の割合がほぼ 100%と高いことから、依然として読書に対する保護者の意識が高いことが伺われました。

京都府では「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施するなど、家庭・学校・地域において子どもの積極的な読書意欲を高める取組をしています。京都府内の保育所・幼稚園・



こども園・学校等から 5,000 点を越える応募があり、家庭・学校・地域において感性を磨き表現力や創造力を高める取組を実施しています。

〔課題〕 前述のアンケートにおいて、読書を必要だと思う理由として「創造力や思考力、言語力や知識を付けて欲しい」と答えた保護者が 80～90%と多いことに対し、「思いやりの気持ちや心を豊かにする」と答えた保護者は 40%でした。また、「お子さんは家で読書をしていますか」という質問に対して「している」と答えた小・中学生の保護者の割合は 50%を下回っており、その理由として小・中学生に多いのが「読書に興味がないから」となっています。



このことから、乳幼児期から心を豊かにするような本などに出会い、五感を通して本に親しみ本を楽しんでいる機会を多く引き出すとともに、児童生徒の成長過程においても本が身近にあり、自ら読書に臨むような声かけや雰囲気をつくり出していく必要があります。

イ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するための啓発

府立図書館では、子どもから大人向けのおすすめ本や入荷した新刊図書を積極的に紹介しています。また、市町村立図書館等への年間で 4 万冊を超える書籍の貸出しの支援を行うとともに、読書活動に関する取組をホームページや SNS で情報提供しています。

さらに、府内 PTA において本を介して保護者と子どもで会話する機会を増やすなどの、読書活動の啓発に向けた事業や研修会の取組が進んでいます。

〔課題〕 先のアンケートにおいて「お子さんは主に誰と一緒に読書をしていますか」という質問では、幼稚園・こども園児の 75%が主に保護者と一緒に読書をして



していると答えています。小学 2 年生の場合だと 19%、それ以外の年代だと 5%以下に低下する一方、「一人で読んでいる」と答えている割合は増えており、読書の仕方に変化が見られます。

将来に向けて望ましい読書活動につながるよう、乳幼児期からの本を通じた保護者と子どもの関わりを大切にす一方、年齢が上がるとともに一人で読み出していく子どもたちに対して、保護者は見守りながら読書に導いていく必要があります。

また、PTA や京都府子どもの読書活動推進委員会の中では、「忙しくて子どもと一緒に読書をする時間が取れない」という意見も出されています。読書を「本を読む」だけではなく、「本を通

した会話やふれあいの中から本に親しむ」こととして読書活動につなげるような啓発も大切です。

(2) 学校等における読書活動の推進 ※義務教育学校は小・中学校に含みます。

ア 読書量の増加



文部科学省が行っている「全国学力・学習状況調査」（令和5年度実施）によると、小学校第6学年・中学校第3学年とも、「読書は好きですか」に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた割合は、全国平均と比べると低い状況にあります。

また、平日に読書を全くしない児童生徒の割合が全国平均と比べると高く、平日の一日の読書時間が10分以上30分未満、30分以上と回答した児童生徒の割合は、全国平均と比べるといずれも低い状況にあります。

〔課題〕児童生徒が読書の楽しさや意義を理解し、生涯に渡って読書を続けていく姿勢を身に付けられるよう、様々な機会を捉え、学校・家庭・地域社会全体の取組として読書活動を推進する必要があります。

イ 学校独自の読書活動推進計画の策定

※イ～オの数値は「令和6年度京都市小中教育課程編成及び実施状況調査」「令和6年度京都市高等学校学校図書館の現状に関する調査」による

読書活動推進計画は、小学校90%、中学校81%、高等学校56%で策定されています。特別支援学校では、小学部20%、中学部21%、高等部25%で策定されています。

〔課題〕読書活動を推進するため、全ての小・中・高等学校・特別支援学校で読書活動推進計画を策定し、児童生徒の読書環境や読書推進の中身について適宜見直ししながら活用していく必要があります。

ウ 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施

図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修は、小学校56%、中学校50%、高等学校46%で実施されています。特別支援学校では、小学部7%、中学部7%、高等部8%で実施されています。

〔課題〕学校司書や司書教諭を含め全教職員の共通理解を図ることが必要であり、全ての小・中・高等学校・特別支援学校で校内研修の実施が求められます。

エ 読書活動を通して「ことばの力」を育成する取組の推進

読書感想文コンクールへの応募やポップ・しおりの作成等、読んだ本の内容をもとに感想や自分の考えを表現するなどの「ことばの力」(※3)を育成する取組は、小学校78%、中学校70%で行われています。なお、高等学校の読書感想文コンクールへの応募率は56.3%です。

特別支援学校では、児童生徒一人一人の発達段階や障害の程度、興味・関心に合わせて、ペーパーサートやブックトーク、ビブリオバトルなど、「ことばの力」を育成するための取組を全ての学校で行っています。

〔課題〕読書感想文に限らず、全ての教育活動で学校図書館を活用するなど、「ことばの力」を育成するための様々な取組を、より一層充実させる必要があります。

オ 学校図書館の毎日の開館

学校図書館の開館は、小・中・高等学校・特別支援学校で100%行われており、毎日開館されている学校は小学校91%、中学校68%、高等学校95%、特別支援学校小学部93%、中学部92%、高等部92%です。

〔課題〕学校図書館は居心地のいい「心の居場所」として、また、子どもが本に触れる機会を増やす役割を果たしており、毎日の開館に努める必要があります。

カ 司書教諭や学校司書等を中心とした、教職員やボランティアによる読み聞かせ、推薦図書の紹介等の実施

読み聞かせ、推薦図書の紹介、学校図書館便りの発行など様々な取組が、小・中・高等学校・特別支援学校で行われています。

〔課題〕子どもの発達段階に合わせた様々な取組が、児童生徒の読書の幅を広げたり、自ら本を手にとりすることに結び付く必要があります。

キ 特別支援学校における言葉や本への関心を高める読書活動の推進

特別支援学校では、点字本や拡大図書、大活字本、デージー図書(※4)、しかけ絵本やLLブック、1人1台端末を生かしたデジタル図書等の多様な教材の活用や、子どもの意欲を惹きつける配架、利用しやすい図書館環境の工夫等を通じて、読書活動への興味・関心を高められるように各校で工夫されています。



【配架や広報の工夫】



また、「俳句・短歌コンクール」や「子ども読書本のしおりコンテスト」等、様々なコンクールに積極的に参加して受賞することなどにより、読書に対する意欲の向上につながっています。さらに、ICTの活用により、子どもの発達や興味・関心に合わせた読書活動を推進することができました。

〔課題〕図書資料の充実や配架の工夫など、学校図書館の整備を一層推進し、子どもが読書に親しむ環境づくりが必要です。また、地域社会と連携協働した計画的な読書活動を教育課程に設定するなど、全ての子どもが本をとおして人や社会とつながる取組を引き続き充実させる必要があります。

(3) 地域社会における読書活動の推進

ア 図書館等における様々な取組についての啓発

府立図書館では、ホームページから府内図書館等の図書資料を検索することができる京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）（※5）及び府立図書館のホームページの更なる充実を図りました。府立図書館ホームページの年間約130回の更新やX（旧Twitter）による約270回の投稿などにより、市町村立図書館等における取組や府立図書館のおすすめ本やイベント・展示等の情報を発信するなど、積極的な情報提供を行っています。

令和4年4月から電子書籍・オーディオブックサービスを開始し、コンテンツの紹介や利用促進について積極的な情報発信を行っています。

府民の調査研究に役立つ資料や情報を重点的に収集し提供することはもちろんのこと、K-Libnetを活用し、府内全市町村を巡回して図書を搬送する「連絡協力車」（※6）により、市町村立図書館等への貸出しに加え、各図書館等における相互貸借、学校図書館へも図書を搬送し貸出しを行うなど、府内全域に均質な図書館サービスを提供するよう努めるとともに、府民の読書活動の一層の推進を図りました。

〔課題〕府内の図書館等における読書環境の一層の充実を図るとともに、今後は子どもの視点を踏まえた取組やデジタル社会へのより一層の対応が求められています。

イ 府立図書館における市町村立図書館等や学校等と連携した子どもの読書活動の推進の支援

京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）への参加大学が増えたことにより、市町村立図書館等への図書資料の取り寄せが容易になり、大学が所蔵する専門資料へのアクセスが向上しました。また、府内市町村立図書館等を巡回して図書を運搬する連絡協力車を週2回運行させ、市町村立図書館等への支援を充実しています。

さらに、府立学校の学校図書館からK-Libnetを利用して学校支援セット貸出や機関貸出（※7）を府立図書館へ申し込むことができる仕組みを整えており、連絡協力車を全府立学校に巡回させています。

令和5年12月には、希望する府内の小・中・高等学校、特別支援学校、義務教育学校を対象に電子書籍・オーディオブックが閲覧・視聴できる専用のIDを配付する「子どもの読書活動応援事業」を開始し、コンテンツも充実させるなど、京都府内の学校で積極的に活用できるよう取り組んでいます。

一方、児童生徒の来館型調べ学習を積極的に受け入れるなど、探究型学習の推進も図りました。

〔課題〕学校支援セット貸出について、学校現場の意見やニーズを踏まえたセット内容の充実等の一層努めるとともに、「子どもの読書活動応援事業」に参加する学校の一層の拡大を図る必要があります。

ウ 子どもの読書活動を支援する民間団体の活動の場の提供

府内88%の市町村において読書に関わるボランティアとの連携が図られており、地域の方々による本に親しむ機会が学校や図書館等多くの場所で提供されています。

また、京都府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体に対し図書の貸出しを行う「子どもへの読書活動支援事業」や、不登校の児童生徒が読書に親しむ機会の充実を図る「不登校児童生徒読書活動支援事業」を実施し、アウトリーチの支援についても進めています。

前述のアンケートにおいて、「お子さんは地域の図書館や公民館の図書室等を利用していますか」と

いう質問に対して「している」と答えた小学生の保護者は約50%にのぼります。「お子さんは図書館等で行われている読み聞かせ会等に参加したことがありますか」の質問に約30%の保護者が「ある」と答えており、情報は市町村のイベント情報、図書館や学校が配付するチラシから得ている状況があります。

〔課題〕地域における子どもの読書活動を支援する取組を、企業や地域における民間団体との連携を充実しながら、さらに推進する必要があります。

前述のアンケートにおいて、読み聞かせ会等に参加したことのない保護者が約70%で、その理由として「開催情報を知らない」「興味がない」と答えていることから、特に読書をする習慣がない・読書に興味がない家庭にも情報が届くような広報を進めていく必要があります。また、幼稚園・こども園の保護者の21%が「図書館に行きにくい」と回答し、電子書籍活用率も5%となっています。保護者の多くが感じている紙媒体の本の良さや電子書籍の良さについても紹介するなど、双方の長所を生かした読書活動の推進についてより一層の啓発を行う必要があります。

(4) 効果的な読書活動の推進

ア 全ての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）に基づき、88.5%の市町村においても独自の推進計画が策定されています。（「自治体の子供読書活動推進計画の策定率について」令和6年1月22日より）

〔課題〕今後、本計画をもとに全ての市町村で計画が策定され、読書活動の推進を図る必要があります。

イ 全ての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

令和5年8月実施の「京都府子ども読書活動推進の取組状況把握のための図書館調査」によると、府内73%の市町村立図書館等で「子ども読書の日」（※8）に関する取組が実施されています。京都府においては「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施、市町村においては学校等と連携して行う読み聞かせなどが実施され、子どもの読書活動の活性化、読書意欲の向上を図る取組が進んでいます。

〔課題〕今後も、「子ども読書の日」をきっかけに全ての市町村においてに関連した取組が実施されるなど、京都府内全体で読書意欲のより一層の向上を図る必要があります。



1 推進計画の基本的な考え方

推進法第2条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第四次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭・学校・地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視しました。第五次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

また、「文字・活字文化振興法」第3条第3項及び第8条では、学校教育において読む力、書く力及びこれらの力を基礎とする言語力の涵養に十分配慮するよう規定されています。さらに、平成23・24・25年度に改訂された学習指導要領においては、児童生徒の言語活動を充実することとされ、令和2・3・4年度改訂の学習指導要領においても言語活動の充実は引き続き提示されています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。さらに、語彙の広がりをはじめとして、「ことばの力」が豊かにはくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。なお、その際には、発達段階や認知特性等に応じて紙とデジタルを選択できる環境づくりが大切です。

第五次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指し、読書活動を推進します。

2 子どもの読書の状況

国の第五次基本計画においては、第四次基本計画期間における課題として、小・中・高等学校、各学校段階における不読率が挙げられています。小学校1年生段階の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与える可能性があることから、乳幼児期からの読み聞かせの推進や、不読率の改善に向けて、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促したりする必要性が示されています。また、高校生の不読率が小学生、中学生に比べて高い状況が続いていることから、高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組の推進と、探究的な学習活動等における学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実の必要性が掲げられています。

3 京都府の役割

京都府では、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことを重視し、市町村とも連携を図りながら、広域的な観点から子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援や広報・啓発、情報提供に努めるよう、本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の4項目について様々な取組例を示し家庭や学校、地域社会、市町村での具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭において子どもと一緒に読書に親しむことでその楽しさを感じ、乳幼児期から身近なところで絵本や物語に親しむことができ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

デジタル社会に対応した読書環境の整備とともに、子どもや家庭、学校と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中で活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

4 第五次推進計画の期間

第五次推進計画の期間は、令和7年度から概ね5年間とします。

第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 子どもが読書の楽しさを感じ、読書活動に親しめるよう啓発・情報提供に努めます。
- ★2 保護者が子どもと一緒に読書に親しみ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう支援に努めます。

(1) 家庭の役割

家庭は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむための読書習慣は日常の生活をとおして形成されます。

特に乳幼児期は、周りの大人と接することによって言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

そのためにも、家庭においては、乳幼児期から読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに大きな影響を与えることから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、保護者と子どもで本に親しみ読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて保護者と子どもで感じたり考えたりしたことを伝え合うことで会話が増えることは、保護者と子どもの関係を一層深める契機となります。

京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の習慣化につながるよう、また選書の参考となるよう、保護者の意見を反映した乳幼児向け図書リスト「どれにしようかな」を作成し、ホームページやリーフレット等により、情報提供をしてきました。今後さらに、子どもからの意見を反映した図書リストを作成し、家庭における選書の参考になる情報や、本について話すきっかけづくりにつながるような活用例を紹介するとともに、家庭において本に親しむ時間が増えるよう、PTA や家庭教育に係る研修会などの場において啓発や情報提供に努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの発達是多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案しながら、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもの読書意欲を高めるための取組例としては、乳幼児期からの読み聞かせや子どもと一緒に本を読むこと（家読（うちどく））、図書館・書店に子どもと出向くこと、紙媒体や電子媒体などを柔軟

に選択できる環境整備に努めるなどがあり、様々な工夫をしながら、子どもがまずは本に親しむきっかけをつくることが望まれます。

市町村で行われている取組例としては、読み聞かせ会やお話し会など本に親しむ活動等を通じて家族が触れ合う機会の提供や、市町村立図書館等や保健・福祉関係機関等と連携・協力して行うブックスタート（※9）の取組などがあります。

また、読書活動の充実のためには、PTA等の協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。これまでからPTAで行われている取組例としては、学年で1冊の本を各家庭へ順番に貸し出すこと、学校の教室を使った昼休みの「おはなし会」、給食時間の読み聞かせの放送などがあります。

京都府では、家庭において子どもや保護者自身が読書に親しむことができるよう、学校・図書館・民間団体等が実施している推薦図書を紹介したり、市町村が実施する読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の情報を提供したりなど、子どもの読書意欲や保護者の参加を喚起するような情報提供に努めます。また、子育て中の保護者に対しては、読書の大切さを実感し読書の習慣化につながるよう、本とのふれあい方などを紹介した家庭教育資料を作成・配付し、その中で、子どもが読書活動に親しめる体験の場や好事例等の紹介などの情報提供をするなど、幼稚園・保育所・認定こども園、市町村福祉部局、市町村立図書館等と連携して、子どもが主体的に読書活動に親しむための取組に努めます。

さらに、保護者を含めた社会全体の読書活動を推進する機運を高めるため、PTA等を対象とした読書活動に関する講座の開催、府立図書館のホームページ等とおした市町村立図書館等の取組等の情報提供に努めます。

イ 学校・地域との連携

子どもは、絵本等を見ながら身近な大人や友だちと語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。

家庭での読書習慣を身に付けるためにも、保護者のみならず子どもと関わる周囲の大人がまずは本に親しみ、読書に関する地域や学校等の取組に関心をもち積極的に参加することが望まれます。

京都府では、子どもの読書活動啓発に関わる情報がより広く保護者を含めた地域の大人にも伝わるよう、広報活動をより一層充実させるとともに、家庭教育支援の一環として地域のボランティアやNPOなどが実施する活動を支援するなど、家庭への読書活動の啓発に努めます。



2 学校等における読書活動の推進

<努力目標>

*司書教諭や学校司書等とは、司書教諭や学校司書、図書館担当教職員をいう。

- ★1 読み聞かせや本の紹介など読書の楽しさを伝える取組を行い、また掲示物や探究的な学習に使用できる図書を含め、子どもの意見を反映した蔵書の充実を図り、発達段階に応じた魅力ある学校図書館づくりを目指します。
- ★2 学校独自の読書推進計画の策定を目指します。
- ★3 学校図書館の毎日の開館を目指し、読書機会と心の居場所の保障を目指します。
- ★4 児童生徒に、望ましい読書習慣が形成されるよう、司書教諭や学校司書等を中心に、全教職員で読書指導や、読書活動の推進に関する校内研修の実施を目指すとともに、優秀な事例の広報に努めます。
- ★5 様々な授業で学校図書館を活用し、「ことばの力」の育成に取り組む優秀な事例の広報に努めます。
- ★6 電子書籍を含め、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。
- ★7 特別支援学校においては、一人一人の発達の段階や障害の状況に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める優秀な事例の広報に努めます。

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境をつくることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。

また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。

特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「読書に親しむこと」、「読書が自分の考えを広げたり深めたりすることに気付くこと」、「読書の意義と効用について理解すること」などが、小・中学校の指導事項として、高等学校では指導上の配慮事項として示されており、「読み聞かせ」や「事典や図鑑などから情報を得て」「文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること」なども教育活動の中

で取り扱う内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、学校等における読書活動の推進に努め、小学校入学前から小・中・高等学校までを通じた学力の基盤となる「ことばの力」の育成に向けて、優秀な事例の広報に努めます。



【高等学校における探究的な学習の様子】



【小学生による本のポップ作品】

イ 幼稚園・保育所・認定こども園における取組

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の一つに「言葉による伝え合い」を挙げています。そこで「(前略) 絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け(以下略)」と示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が身近な大人への愛着を基盤として安心して絵本等に親しむことができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対してことばと出会うことや絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ること、幼稚園・保育所・認定こども園での取組を子どもの姿をとおして保護者と共有すること、幼稚園・保育所・認定こども園で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携することもあり、創意工夫をすることが大切です。

幼稚園・保育所・認定こども園での読書活動の推進の取組例として、絵本や物語などは発達段階に応じた内容のものが、より一層乳幼児の興味・関心を高めることから、それらの選定をボランティア

や市町村立図書館等と連携・協力して行うこと、人形劇、パネルシアター(※10)、しかけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行うことがあります。

他に、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行うこと、児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、幼稚園等に出向いて読み聞かせを行うことなどがあります。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要であることを踏まえ、教職員が連携の重要性を認識できるよう、好事例の広報に努めます。



【幼稚園での読み聞かせの様子】

ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさや読書活動の意義と重要性について、全ての教職員が深く自覚することが必要です。教職員があらゆる機会を通じて読書の大切さを伝え、児童生徒が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、望ましい読書習慣が形成されることが期待されます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、国語科に限らず全ての教科等において本を読むこと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を充実させたりすることが重要です。そのために授業において学校図書館を活用するとともに、探究的な学習に必要な蔵書の確保が求められます。

そのような取組を進めるために、校長のリーダーシップの下、学校としての読書活動推進計画を定めた上で校内研修を実施して共通認識を回り、読書活動を組織的に推進することが必要です。小・中・高等学校で行われている取組例として、全校や学年での朗読大会や読み聞かせ（小学校高学年から低学年へ、中学生から幼児へ行う読み聞かせ等）、課題図書やテーマを決めて行う読書会や読書体験発表会、年間目標読書冊数の設定や卒業までに一定量の読書を推奨する取組、友人同士で本を薦め合ったり、読書への興味・関心を喚起したりする、ブックトーク（※11）、アニメーション（※12）やビブリオバトル（※13）等があります。

また、児童生徒による選書（※14）や、委員会や係が行う読書週間や読書デーなど子どもの視点に立った主体的な取組もあります。他に、司書の訪問によるブックトーク、教職員向けの研修会の実施等、市町村立図書館等との連携により学校図書館機能の充実を図ることなどがあります。

京都府では、優秀な事例を広報しながら全ての学校で読書活動推進計画が策定されること、全ての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施、司書教諭や学校司書等を中心とした計画的な読書活動が行われることなどを引き続き目指します。

さらに、府立図書館における学校支援セット貸出の充実や調べ学習の受入等の学校支援の取組が、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成につながるように、事例の共有などをとおして連携を図ります。



【読書会の様子】

エ 特別支援学校における取組

読書バリアフリー法の成立を受け、特別支援学校では、多様な子どもたちが障害や発達の状態に関わらず、豊かな読書活動を進められるよう選書や環境の工夫等について、研究や優秀な事例の広報等に努めることが必要です。

特別支援学校で行われている取組例として、ことばや文章、本に積極的に接し、読み、書き、表現する力を高めるために、作文、標語等の各種コンクール等への応募、子どもの発達や興味・関心



【大型絵本の読み聞かせの様子】

に合わせた読書活動の積極的な授業への導入、学部間での読書交流（高等部生徒による小学部児童等への読み聞かせ）、昼休みの時間帯における地域の読書ボランティアの読み聞かせ等を実施しています。1人1台端末を活用したデジタル図書や読書に関する発表等、ICTの効果的な活用事例があります。また、将来の社会生活に役立てるために、体験学習として、市町村立図書館等の利用（蔵書の確認や貸出の手続き）や、市町村立図書館等や府立高等学校図書館の司書によるブックトークについて、積極的に活用しています。



【学部間での読書交流の様子】



【ICT活用の様子】

京都府では、障害の状況や興味・関心等、子どもの視点に立った読書活動の推進に向けて、人形劇、しかけ絵本、紙芝居、ICTを活用した読み聞かせや発表等、物語への興味・関心を喚起する効果的な実践事例の共有や、点字本や拡大本、デジター図書、デジタル図書等読書活動を支援する資料の一層の充実を図るとともに、学校独自の読書推進計画の策定をとおして学校図書館の利活用や、地域社会と連携協働した読書活動等を教育課程に明確に位置付け、計画的な読書活動を行っていきます。また、府立図書館によるデジター図書や学校支援セット等の多様な教材の貸出、効果的な連携事例の広報を通じて、子どもの状況に応じた読書活動が推進されるよう支援します。



【ペーパーサートの様子】



【読み聞かせの様子】

オ 教職員の推進体制

読書の意義を教職員が深く自覚し指導に活かしていくには、各学校で校内研修を実施し、司書教諭や国語科教員のみならず、全教職員間で共通理解を図る必要があります。学校図書館を円滑に運営していくには、司書教諭や学校司書、学校ボランティア等の役割分担を明確にしなが、組織的・計画的な学校図書館活用が図られることが重要です。司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善も望まれます。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動と連

携した支援体制の構築も有効であると考えられます。

京都府では、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、学校図書館担当教員の業務を支援するために「学校図書館運営チェックリスト」をホームページに掲載するなど、今後も学校図書館運営を支援する資料及び優秀な事例の広報に努めます。

(2) 学校図書館の役割と取組

ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられていますが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待されます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要です。

学校図書館で行われている取組例として、図書の貸出を活発にするために読んだ本の履歴を記録する「読書通帳」の発行や「本の福袋」の貸出、委員会による菜やブックカバーづくりなどがあります。それ以外にも読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング（※15）等を行うなど、アイデアのある取組の実施は学校図書館の来館児童生徒数や貸出冊数を増やすには有効です。また、調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように、机の配置を工夫したりすること、インターネットを利用した検索・情報の収集や本や資料を活用して学校図書館で調べ学習を行うことなどの取組もあります。

こうした学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めることが大切です。

学校司書が行っている具体的な取組例として、学校図書館利用のオリエンテーションの実施、プレゼンテーションソフトを利用し大型スクリーンに映し出す全校での読み聞かせ、親子手作り絵本教室、配架を工夫したおすすめ本の紹介、児童生徒へのレファレンス（※16）などがあります。

なお、京都府における学校司書の配置状況は、文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」によると、府内小学校70%、中学校70%、高等学校97%、特別支援学校では小学部13%、中学部14%、高等部17%と、少しずつ配置が進んでいます。京都府では、今後さらに学校司書の配置が進むよう市町村に働きかけます。

また、文部科学省「子供の読書活動優秀実践校」の受賞校の実践などホームページ掲載の内容充実を図り、優れた取組の広報にも努めます。

イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の



【本の紹介コーナー】

知的活動を促し、興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が重要です。

各市町村では、小・中学校及び義務教育学校の「学校図書館図書標準」(※17)が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、学校図書館図書標準を達成している府内の学校は、小学校で55%(全国平均71%)、中学校で37%(全国平均61%)、特別支援学校小学部で18%(全国平均15%)、中学部で18%(全国平均3%)です(令和2年度文部科学省調査)。

統計データが古いなど資料としての価値が低い図書資料は廃棄し、児童生徒のニーズも踏まえながら、計画的な選書により図書を更新する、学校図書館のレイアウトも工夫するなどして、子どもの視点に立った魅力ある図書館づくりを進めることが大切です。

京都府では、ホームページにおいて、図書の廃棄基準等の情報を掲載していますが、更に具体的な廃棄と更新の方法等についての情報を発信していきます。

また、「第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』(令和4年度～令和8年度)において、学校図書館への新聞の複数紙配備を、公立小学校等1校あたり2紙、公立中学校等1校あたり3紙、公立高等学校等1校あたり5紙が目安として示されています。図書資料として複数の新聞を配備している学校は、小学校で22%、中学校で35%、高等学校で92%という状況です(令和6年度京都府教育課程編成及び実施状況調査・令和6年度京都府高等学校学校図書館の現状に関する調査)。学校図書館への新聞配備を含め、図書資料のより一層の質的・量的な充実が図られるとともに、高等学校においては特に探究的な学習に活用できる図書資料など引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。

さらに、府立図書館の学校支援セット貸出や機関貸出を有効に活用することにより、学校図書館機能の一層の充実が図られるように支援します。



【小学校の図書室前の新聞コーナー】

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすため、学校図書館のDX(※18)は重要な課題です。

学校図書館の蔵書のデータベース化(※19)は、他校の学校図書館や地域の図書館の図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等につながります。

また、GIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められたことを背景に、学校図書館を含む学校内のどこにあって、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が充実しました。これにより、児童生徒の探究的な学習がより効果的に行われることが期待されます。

さらに、近年、電子書籍を導入している公立図書館



【カウンター業務を行う中学生】

も増えてきており、読書の方法は、実際に本を読むだけでなく、端末など ICT 機器を利用したものなど、多様化しています。日本語を母語としない児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が読書を楽しむためにも、ICT 機器の利点を活かして、積極的に活用することもこれからは重要となります。

学校図書館における「デジタル社会に対応した読書環境の整備」とは、決してデジタルに移行することを指すものではありません。デジタルの良さを取り込み、学校図書館の機能を高めていくことを指します。

京都府では、先進的な学校や市町村立図書館等の取組を紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で、学校における「知の拠点」となるよう情報提供等、支援に努めます。

エ 学校図書館の開館

学校図書館の積極的な活用のためには、教科の学習等で効果的に学校図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、中間休み・昼休み・放課後を中心に、毎日学校図書館が開館されることが大切です。そのために、学校司書の配置やボランティアとの一層の連携、児童生徒の委員会活動を充実することが重要です。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、長期休業期間中等においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望まれます。

京都府では、地域やボランティアの協力の下、取り組まれている学校図書館の運営や環境づくりの優秀な事例について広報に努めます。



【中間休みに学校図書館を利用する児童】

オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習や、児童生徒の多様な学習を効果的に展開するために余裕教室等を活用する可能性も考えられます。

京都府では、校内における読書スペースやコーナー、余裕教室を活用した自習室の設置例等を紹介するとともに、読書センター、学習センター、情報センターの機能の充実につながる情報提供に努めます。

3 地域社会における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 図書館等においては、全ての子どもや保護者が読書に親しめるよう、子どもの希望を踏まえた取組やデジタル社会等に対応したサービスの提供など、読書環境の充実に努めます。
- ★2 府立図書館においては、子どもの読書活動の推進のため市町村立図書館等や学校が行う取組の支援及び電子書籍などの利用促進にも努めます。
- ★3 市町村と連携して、子どもの読書活動を支援する団体等が行う読書に親しむための活動への支援に努めます。

(1) 図書館等の役割と取組

ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、急激に変化する時代において障害や日本語を母語としない子ども等の多様な背景をもつ子どもたち、また貧困等の多様な家庭環境があることに配慮しつつ、全ての子どもが豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得るなどの読書活動の恩恵を受けることができる場所です。また、子どもたちが立ち寄りやすく心地よい場所として、本に触れるきっかけが生まれる場所でもあり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

さらに、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、一定の地域を巡回し、貸出し業務を行う移動図書館の取組を行っている市町村立図書館もあります。児童室や児童コーナーをはじめ、YA（ヤングアダルト）（※20）向けコーナーを設けている市町村立図書館等も増えており、子どもが利用しやすい環境づくりが進んでいます。

また、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供や施設のバリアフリー化、障害のある子どもやその保護者に対する読書環境の充実などの読書バリアフリーに向けた取組、日本語を母語としない子ども・保護者へのサービスの充実、幅広く読書のきっかけをつくるための講座や展示会、体験活動等の実施など、市町村の実情に応じて、全ての子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が実施されています。

京都府では、学年が進むにつれ家庭で読書をする割合が低下していることから、ブックスタート、読み聞かせやストーリーテリング（おはなし会）の好事例や取組を SNS 等も活用して紹介するとともに、府立図書館による貸出文庫（※21）や機関貸出し等を通して読書サービスの推進を図り、市町村立図書館等の利用が進むよう引き続き支援します。



【役場内にある図書館の出張スペース】

イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館には、府内の図書館サービスの中核的図書館として、図書館資料・情報の総合的な活用を図り、府全体の図書館サービスの充実を目指すという重要な役割があります。

このため、市町村立図書館等と連携して府内全域に均質な図書館サービスを提供すること、子どもの読書活動の推進を図る市町村立図書館等や学校の取組を支援することが求められています。



【府立図書館】



【電子書籍・オーディオブックサービス】

そのため、府立図書館と市町村立図書館等の蔵書を一括で検索でき、連絡協力車により府内全市町村を巡回して図書を運搬する京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）を活用した学校支援セット貸出や機関貸出の利用促進、市町村立図書館等及び参加大学図書館等との相互貸借の推進、市町村立図書館等や学校への貸出文庫を活用した一括貸出し、タブレット端末やスマートフォンなどで利用することができる電子書籍・オーディオブックの提供など、図書館サービスの一層の充実を図ります。また、府内の小・中学生と高校生を対象に府立図書館の電子書籍・オーディオブックを閲覧できる専用IDを学校から配付する「子どもの読書活動応援事業」に参加する学校の拡大を図ります。

併せて、府立図書館では、市町村立図書館等の職員を対象とした研修の実施やレファレンス等の相談に応じるなど、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組の支援に努めます。

さらに、府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習等や施設見学の受入れを積極的に行うことにより、子どもの読書活動が推進されるよう支援に努めます。

京都府では、府立図書館を通して、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するよう努めます。

(2) 民間団体等の役割

子どもの読書活動を推進する民間団体・企業には、それぞれがもつ強みを生かしつつ市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。特に、子どもの読書活動を行うNPOや地域のボランティアグループ、地域住民の民間団体等は、読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

京都府では、市町村で実施されている「地域学校協働活動」等を通して、幅広い地域住民による活動（読み聞かせ・おはなし会・学校図書館における貸出し・環境整備等の運営補助等）の場が積極的に提供されるよう支援するとともに、地域における子どもの読書活動推進に向けた情報提供などを、SNSや研修会の場等を通じて行っていきます。

また、府立図書館においては、京都府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体や京都府教育委員会認定フリースクールへの図書の貸出し、「教育支援センター」「適応指導教室」

に遡所する児童生徒へ市町村立図書館等と連携して圖書の貸出しを行うなど、子どもが読書に親しむ機
会の充実に向けた取組の推進に努めます。



【地域のボランティアグループの活動】

4 効果的な読書活動の推進

<努力目標>

市町村と連携して、次のことについて努めます。

- ★1 全ての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定
- ★2 全ての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭・学校・地域社会が一体となって、社会全体で取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

市町村では、妊娠期や子どもの発達段階に応じた健康診断等において絵本の選び方や読み聞かせなど読書活動に関する内容を取り入れたり、市町村立図書館等が学校図書資料の貸出しや職員の派遣を行ったりするなど、連携した取組が行われています。

各教育局では、子どもの読書活動推進事業として、司書教諭や学校司書等を中心とした実践交流会、読書活動推進会議、PTA 指導者研修会、図書館の見学等の研修会、「読書大好き！アクションプラン」、おすすめ本の紹介等、多彩な取組を行っています。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修会等を通じて関係機関・団体相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会（※22）と連携し、子どもが図書館等をより利用しやすくなるような環境づくりを行います。さらに、学校等でより積極的にボランティアとの連携が図られるよう、学校と図書館とのより一層の連携、また、地域学校協働活動の推進による学校と地域住民との連携に努めます。

(2) 啓発・広報の推進

ア 啓発・情報提供

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の情報に接し活用できるようにすることが大切です。

市町村で行われている取組例としては、テーマに沿ったブックリストの作成・紹介、学校や図書館等におけるボランティアとの連携による読み聞かせや大人の朗読会・本の修理等があります。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、様々な機会を活用して子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進めます。さらに、全ての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることをねらいとして、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定め、文部科学省による「子どもの読書活動優秀実践校」表彰等が行われるほか、各地で子どもと読書に関する催しが行われています。

また、府内市町村では、「子ども読書の日」記念行事として、お薦め本の展示やリストの作成・配付、おはなし会等が実施されているなど、子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組が実施されています。

京都府では「子ども読書の日」に関連した取組が全ての市町村で実施されるよう、SNS等を通じた積極的な啓発・広報活動に努めます。

ウ 「古典の日」を中心とした取組の推進

平成24年9月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

令和5年3月の文化庁京都移転に伴い、改めて京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切に、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるよう「古典の日」(※23)の取組の推進に努めています。

高等学校では「古典の日」に関連した取組として、古典の和綴じ本の展示、和文化体験コーナーの設置やワークショップ実施、文学史跡巡りなどが行われています。また、「子ども読書本のしおりコンテスト」の表彰式において「古典の日」に関連した取組を行っています。

京都府では、今後も古典に親しみ、次世代につなげていく取組を推進していきます。

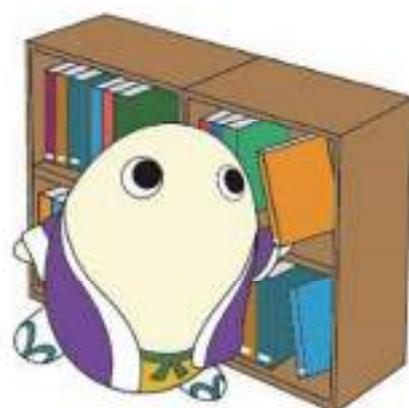


【高等学校 古典の授業での様子】

(3) 推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力していく必要があります。

京都府では、これまで関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置してきました。第五次推進計画の推進においても、継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取を進めます。



用語の解説

※ 1 ホームページ

京都府教育委員会ホームページの URL 及び二次元コードは以下のとおり
<https://www.kyoto-be.ne.jp/sakkyou/cms/?p=35>



※ 2 学校支援セット貸出

府立図書館における学校教育活動への連携・協力の一環として、貸出文庫から調べ学習や朝読書等に役立つ図書をテーマごとにセットで貸出を行うこと。

※ 3 ことばの力

文部科学省の言語力育成協力者会議では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としている。京都府では、この見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義している。

- ★言語をとおして知識や技能を理解する力
- ★言語によって論理的に考える力
- ★言語を使って表現する力
- ★言語をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

※ 4 デイジー図書

DAISY とは、Digital Accessible Information System の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。

視覚障害者や発達障害等により一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な人々のための録音テープに代わるデジタル録音図書。国際標準規格として、40 か国以上の会員団体が構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている。

※ 5 京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）

府立図書館がセンター館となり、京都学・歴史館、市町村立図書館・読書施設、参加大学図書館がもつ所蔵資料の総合目録データベースをインターネット上に構築し、その総合目録を介すことで、物流も含めた各参加館間の相互貸借を支援する仕組み。

また、情報交換やレファレンス機能等も備えている。

府立高校及び特別支援学校も同ネットワークに参加しており、学校支援セットをはじめとした、府立図書館からの図書の取り寄せに活用している。

※ 6 連絡協力車

府立図書館が市町村立図書館等の取組を支援するため、全市町村を毎週 2 回巡回し京都府図書館総合目録ネットワークにより貸し借りされる図書の運搬等を行う。

※ 7 機関貸出

市町村立図書館等や学校図書館等へ府立図書館の図書館資料を貸し出すこと。

※ 8 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」として定められた。

ユネスコは、平成7年にシェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。また、4月23日は、本や花を贈り合うスペインの伝統的な「サン・ジョルディの日」でもある。

※ 9 ブックスタート

1992年にイギリスで始まった取組である。保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どものことばと豊かな心をはくくむことを支援するために、全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組。本を読むきっかけづくりと捉える場合もある。

※ 10 パネルシアター

子どもの物語への関心と意欲を高めるために、布をはった大きなパネルに専用の紙（不織布）で作った絵や人形をくっつけたり外したりしながら、物語の内容に沿った場面を演じること。

※ 11 ブックトーク

ある一つのテーマに沿って、複数の本を関連付けながら部分的に紹介して、子どもにその本への関心と意欲を高め、読書へ誘う取組のこと。

※ 12 アニマシオン

文章の通りに登場人物の動きを体で表現したり、様子を表す言葉を考えたりしてゲームのように楽しみながら読書への関心や意欲を高める読書活動の手法の一種。

※ 13 ビブリオバトル

「知的書評合戦」とも呼ばれ、シナリオを用意しない即興性を大切にしたプレゼンテーションによって本を紹介しあいチャンプ本（一番読みたくなった本）を決める「本のコミュニケーションゲーム」。読んでみたい本と出会える機会が増え、楽しみながら読書に関心をもつことができるだけでなく、自ら本を選ぶ力や、語る力を育成できる手法。

※ 14 児童生徒による選書

学校が購入する図書について、児童生徒が選書を行い、その結果を踏まえて図書を購入すること。自分が選んだ本を友達に薦めるなど読書量が増える効果がある。

※ 15 ストーリーテリング

話し手が物語（昔話等）を覚えて自分のものにして、本を見ないで語り聞かせることで、子

もは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができるとされている。

※ 16 レファレンス

相談等に対して必要な資料や情報を採手助けをしたり、資料や情報を提供したりする図書館における基本的業務のこと。府立図書館では、カウンターによる対応に加え、電話、郵便、ファックス、ホームページの専用フォームからのメールでも受け付けている。

※ 17 学校図書館図書標準

公立の小・中学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の標準として、国が平成5年に定めたもの。学級数に応じて、蔵書冊数が示されている。

※ 18 図書館のDX

図書館のサービスや運営においてデジタル技術を活用して革新すること。

※ 19 データベース化

図書資料をコンピュータで検索できるように、書名、著者名等をコンピュータにデータとして登録すること。

※ 20 ヤングアダルト

主に子どもと大人の間（10代の前半から後半）の世代を指す。第二次世界大戦後、アメリカの公共図書館で使われ始めた。

※ 21 貸出文庫

府立図書館が市町村立図書館等や学校等の活動を支援するために管理・運営する図書館資料。

※ 22 京都府図書館等連絡協議会

京都府内の図書館、図書館的な機能を併置する施設及び関係機関で構成されており、京都府における図書館事業等の振興及び相互間の協力を図ることを目的とし、様々な事業を行っている。

※ 23 古典の日

「源氏物語」の存在が記録上確認できる最も古い日付が、寛弘5年（1008年）11月1日であることから、古典に親しみ、古典を日本の誇りとして後世に伝えていくため、平成20年11月1日に開催された「源氏物語千年記念式典」において、11月1日を「古典の日」として宣言した。

平成24年9月には、「古典の日」に関する法律が公布、施行され、11月1日を古典の日として定められた。

(注)「学校」———小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

「学校等」———保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

「市町村立図書館等」——市町村立図書館、公共の読書施設

「図書館等」———府立図書館・市町村立図書館、公共の読書施設

学校図書館に関する法律【抜粋】

◆子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2. 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

◆学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。
この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

附則抄

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

◆図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

- 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるよう留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連携し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

（令和元年法律第四十九号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先進的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。



学校図書館の基本的機能の充実



1 図書資料の整備の充実 【学習活動や読書活動のために必要な図書資料を整備し、充実を図る。】

(1) 図書資料の構成を把握する

- ① 学校図書館の図書資料について、内容、冊数、保存状況等を把握する。その際、配架されている図書資料だけでなく、蔵書目録等に登録されている内容等についても確認することが必要である。
- ② 図書資料の内容構成については、「全国学校図書館協議会図書選定基準」（全国学校図書館協議会 2008年4月）等を参考にするとともに、市町村立図書館の蔵書構成等を参考にすることも有効である。
- ③ 自校の図書資料の構成や内容について、職員が十分共通理解できるように配慮する。

(2) 書架の配置をする

小学校では、教科別・テーマ別にする等、児童の興味・関心を高める配置を工夫する。中学校では、原則 NDC を参考にした配置を行うが、生徒の実態に応じて工夫することが必要である。

(3) 目録を作成する

- ① コンピュータでの登録の場合、書誌の基本的なデータ（書名・巻号・シリーズ名・著者名・出版社名・分類・判型等）をそろえて入力しておくようにすると、コンピュータ検索での精度が上がる。
- ② 図書原簿を記入している場合は、登録番号と原簿の番号を必ず合わせる。複本を多く購入した場合は、特に注意するようにする。

(4) 購入計画を立てる

- ① 年間予算を鑑みて、計画的に購入計画を立てるようにする。
- ② 短期計画としては、夏期休業までに児童の読書意欲を活性させるため、児童に人気の高い資料を収集するようにするが、学校図書館の蔵書構成のバランスをみて、蔵書数が少ないと感じる分野の資料については長期的な展望を持って購入計画を立てるようにしておく。
- ③ 百科事典や調べ学習関連の本は高価なものが多いので、数年かけて蔵書構成を完成させる計画にするとよい。
- ④ 「リクエスト選書会」等、児童生徒が選書に参加する機会を設ける。

(5) 古い図書を廃棄する

古い図書資料の廃棄については「学校図書館図書廃棄規準」（全国学校図書館協議会 1993年1月）等を参考にして、自校で廃棄規準を定めて計画的に行うようにする（市町（組合）教育委員会で定めた規準があれば、それに従って廃棄する）。

(6) 定期刊行物を購入する

- ① 雑誌等、逐次刊行物の購入計画を立てる（ただし、年間購読になると、かなり予算がかかるので注意する）。
- ② 内容の秀逸な雑誌については、半年又は1年ごとに合本し、図書資料として再登録すると長く利用できる。

2 学校図書館の環境整備 【図書資料をいつでも利用しやすいように整理をする。】

(1) 配架を工夫する

- ① NDC に則って配置する場合であっても、絵本と文学は量が多いので、別コーナーを作ってもよい。
- ② 3段の低書架・5段の高書架・絵本等が展示できる飾り書架があるとよい。
- ③ 小学校では、5段の高書架より高い書架は避ける。5段書架もなるべく一番上は空けておく。
- ④ 可動式の書架が望ましい。
- ⑤ 図書館用書架は高価なので、今ある書架で使えるものをきちんと確認して、数年かけた購入計画を立てるとよい。
- ⑥ 5段書架上段は本のディスプレイに使う。
- ⑦ 総合的な学習の時間の学年テーマ別にする等、教科等を関連させた学校独自の配架をしてもよい。
- ⑧ ブックトラック等を使って、テーマに沿った本をまとめて置く等、教科学習で活用しやすい工夫をする。

(2) 企画コーナーの設置・椅子等の配置を工夫する

- ① 季節の掲示や、コーナー展示などを定期的に更新して、常に新しい風が吹くように心がける。
- ② むいぐるみや花などを置いて、児童・生徒の癒しの場になるような工夫もする。
- ③ 室内スペースに余裕があれば新聞等も収集し、雑誌とあわせ「ブラウジングスペース」として軽読書ができるコーナーをつくとよい。
- ④ 机や椅子は、児童の身体に合うもので、学級の人数を参考に数をそろえられるように計画する。
- ⑤ のんびりと読書を楽しむためのソファやラグを置くスペースも同時に考えるとよい。
- ⑥ 室内が暗いと感じる場合は、壁の色を変えるなどの工夫が考えられる。
- ⑦ 壁面装飾、面出しなどの展示の工夫をする。
- ⑧ 学習コーナーとゆっくり読書ができるコーナーを分ける。

(3) 掲示物を工夫する

- ① 昇降口等の児童生徒がよく通る場所に、新しい本や面白そうな本を展示し、学校図書館へ誘う。
- ② 新刊本の表紙を提示して紹介をする。

(4) コンピュータ等を設置する

インターネットや図書の検索をしたり、ビデオ機器を使って自由にビデオを視聴したりできるようにする等、設置された情報機器を有効に活用し、情報センターとしての機能を充実させる。

3 運用システムの確立 【閲覧や貸出のシステムを確立する。】

(1) 計画を作成する

- ① 学校図書館運営計画を作成する。
- ② 学校図書館利用指導を計画的に行う。

(2) 館内案内図や検索、レファレンスの仕組みをつくる

- ① 館内マップなどで、どの場所にどの分類の資料があるかを明確にしておくようにする。
- ② コンピュータでの登録の場合、書誌の基本的なデータ（書名・巻号・シリーズ名・著者名・出版社名・分類・判型等）をそろえて入力しておくようにすると、コンピュータ検索での精度が上がる。
- ③ 図書原簿を記入している場合は、登録番号と原簿の番号を必ず合わせる。複本を多く購入した場合は、特に注意するようにする。
- ④ 各学年で、学校図書館やその他の資料の使い方について系統立てた指導計画を立て、各教科領域の中で有効に指導できるようにする。
- ⑤ 開館時間は扉を開放しておく。
- ⑥ 入口が複数ある場合は、児童生徒の利用を想定して、人の流れを考えて開放部を決めるようにする。また、避難経路も必ず確認しておく。

(3) 児童生徒へ周知する

- ① 児童生徒が利用しやすい学校図書館を目指すために、「宣伝する」ことが一番効果的である。
- ② 「図書館だより」「掲示板」などを利用して、児童生徒が学校図書館に興味を抱くような工夫を考える。
- ③ 「図書館だより」は、学校図書館の利用の可能性を広げるために、クイズやマンガ等を本から抜粋して載せてみるとよい（ただし、出典を明記すること）。
- ④ 「学校図書館案内」や「読書記録」を配布する。

4 組織体制の確立 【全ての教職員等によって、日常的に運営されることが大切である。】

(1) 読書活動推進計画の作成

学校での読書活動を推進するために、家庭や地域社会との連携をどのようにしていくのかなど、学校の実態に応じた独自の読書活動推進計画を作成する。

(2) 読書活動推進のための組織体制を確立する

- ① 図書館担当・司書教諭・学校司書・ボランティアなどで、「誰が」「何の」仕事をするのかを明確にしておくようにする。
- ② 全体の総括をする担当もきちんと決めておくようにする。
- ③ 見通しをもって、どのような学校図書館を目指すのかを考えるのがよい。
- ④ 理想の学校図書館のイメージを示し、全校体制で組織的な運営ができるよう、校内研修を通して共通理解を図る。
- ⑤ 運営計画によって、計画的に全職員が関わっていける体制で運営できるようにする。

(3) 児童生徒の委員会活動の活性化

- ① 図書委員会の児童生徒が、主体的な活動ができる工夫が必要である。
 - 1) 役割分担
 - ア 貸出・・・毎日の貸出当番
 - イ 広報活動・・・新刊本の紹介や各クラスへの朝の読書の本の配本、アンケートの集約、パンフレットの作成等
 - ウ 登録・美化・・・本の登録や普段の学校図書館の図書資料の整理、掃除
 - 2) 具体的な活動
 - ア 学校図書館の開館日・開館時間の決定
 - イ 各係分担をする。
貸出係・広報係・登録係・美化係 等

*それ以外でも読み聞かせや、ビブリオバトルの企画をするなど、自主的にアイデアを出し合うことが望ましい。
- ② 図書委員による環境整備
図書委員お薦めの本のコーナーや話題の本のコーナーを設置する。

(4) ボランティアの活用

ボランティアの募集について、具体的に検討していく。

学校図書館運営チェックリスト 基本編

記載日時

立	学校	記載者氏名
---	----	-------

--

			達成している	おおむね達成している	達成していない
設備・環境	1	学校図書館図書標準(蔵書数)は80%以上基準に達している		/	
	2	定期的に古い図書を廃棄し、新しい図書に買い換えている			
	3	日本十進分類法(NDC)等により図書が分類され、書架が整理されている			
	4	掲示物の工夫など、部屋の環境が整っている			
	5	コンピュータで登録し、貸出業務を行っている			
運営	6	司書教諭が配置されている		/	
	7	学校司書(読書指導員等)が配置されている		/	
	8	ボランティアが図書整理等の運営のサポートを行っている			
	9	学校独自に「読書活動推進計画」を策定し、それをもとに運営している			
	10	図書館が毎日開館している			
	11	貸出期間は1週間以上、冊数は2冊以上である		/	
	12	児童生徒の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況をおおよそ把握している		/	
	13	他の学校図書館との連携がとれている			
読書指導	14	公立図書館との連携がとれている			
	15	学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて、児童生徒に指導している			
	16	推薦図書を選定していて、紹介している			
	17	朝読書など全校一斉の読書活動を実施している			
委員会活動	18	教職員や学校司書、又はボランティア等により読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている			
	19	開館時は常に貸出作業が行われている			
	20	貸出作業以外で、広報活動(図書通信・掲示物の作成等)などの活動を行っている			
○の数の合計					

学校図書館運営チェックリスト 発展編

記載日時

立	学校	記載者氏名
---	----	-------

--

		達成している	おおむね達成している	達成していない
設備・環境	1 学校図書館図書標準(蔵書数)は100%基準に達している		/	
	2 読書スペースと調べ学習用スペースが分離されている			
	3 インターネットが利用できる			
	4 新聞が配備されている			
	5 図書の廃棄基準を定めている			
	6 蔵書の配分が適正である(図書の分野別配分はこちら)			
運営	7 毎日下校時まで開館している			
	8 学校司書(読書指導員等)が週3回以上学校図書館にいる		/	
	9 学校司書(読書指導員等)・ボランティア等役割分担を明確にしながら運営している			
	10 選書会を持つなど児童生徒の要望を取り入れる手段がある			
	11 年間1回は、図書館教育及び読書活動に関する校内研修を行っている			
	12 学校図書館に関する広報活動等(HP開設、学校図書館だよりの発行等)を実施し、保護者への啓発を行っている			
読書指導	13 児童生徒に図書館利用のオリエンテーションを実施している			
	14 各学級・学年ともに授業において計画的に学校図書館を活用している			
	15 国語科を中心に各教科と連携した指導がなされている(調べ学習等)			
	16 教職員や学校司書、又はボランティア等により、定期的に読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている			
	17 新着図書コーナーを設ける、学校図書館だよりを発行するなどして新着図書を知らせている			
	18 読書が苦手な児童生徒のための方策が考えられている			
委員会活動	19 図書委員が、貸出だけでなく、学校図書館の蔵書の配架状況等を把握している			
	20 読書週間や長期休業中の特別貸出など、図書委員会独自の行事に取り組んでいる			
○の数の合計				

〔学校図書館図書標準〕「算定早見表」

学級数	小学校	中学校	特別支援学校（小学部）		特別支援学校（中学部）	
	蔵書冊数	蔵書冊数	蔵書冊数		蔵書冊数	
			専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	4,800	2,400	2,400	4,800	4,800
2	3,000	4,800	2,600	2,520	4,800	4,800
3	3,520	5,440	2,773	2,624	5,013	4,928
4	4,040	6,080	2,946	2,728	5,226	5,056
5	4,560	6,720	3,119	2,832	5,439	5,184
6	5,080	7,360	3,292	2,936	5,652	5,312
7	5,560	7,920	3,452	3,032	5,839	5,424
8	6,040	8,480	3,612	3,128	6,026	5,536
9	6,520	9,040	3,772	3,224	6,213	5,648
10	7,000	9,600	3,932	3,320	6,400	5,760
11	7,480	10,160	4,092	3,416	6,587	5,872
12	7,960	10,720	4,252	3,512	6,774	5,984
13	8,360	11,200	4,385	3,592	6,934	6,080
14	8,760	11,680	4,518	3,672	7,094	6,176
15	9,160	12,160	4,651	3,752	7,254	6,272
16	9,560	12,640	4,784	3,832	7,414	6,368
17	9,960	13,120	4,917	3,912	7,574	6,464
18	10,360	13,600	5,050	3,992	7,734	6,560
19	10,560	13,920	5,117	4,032	7,841	6,624
20	10,760	14,240	5,184	4,072	7,948	6,688
21	10,960	14,560	5,251	4,112	8,055	6,752
22	11,160	14,880	5,318	4,152	8,162	6,816
23	11,360	15,200	5,385	4,192	8,269	6,880
24	11,560	15,520	5,452	4,232	8,376	6,944
25	11,760	15,840	5,519	4,272	8,473	7,008
26	11,960	16,160	5,586	4,312	8,590	7,072
27	12,160	16,480	5,653	4,352	8,697	7,136
28	12,360	16,800	5,720	4,392	8,804	7,200
29	12,560	17,120	5,787	4,432	8,911	7,264
30	12,760	17,440	5,854	4,472	9,018	7,328

小・中・義務教育学校「読書活動推進計画」＜参考例＞

1 目標（例）

「主体的に読書をすることにより、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな児童生徒を育成する。」

2 具体的実践（例）

(1) 学校図書館の開館

- ・司書教諭や学校司書等が中心となり、学校図書館を毎日開館する。（ボランティアの協力も得る。）
- ・委員会活動を活性化させ、児童生徒が中心となり学校図書館の開館を行う。

(2) 読書週間

- ・毎月23日を含む週を読書週間として取り組む。
- ・週1回、学校司書等による読み聞かせを行う。
- ・「図書館だより」を発行する。

(3) 一斉読書

- ・朝の読書や昼の読書を行い、読書習慣の定着を図る。

(4) 読書集会

- ・年間2回行う。
 - ＜1学期＞4月23日「子ども読書の日」に行う。委員会による本の借り方や返し方、多目的ルームの使い方等の発表、学校司書等やボランティアによる読み聞かせや紙芝居を行う。
 - ＜2学期＞10月末「全国読書週間」の間に行う。学校司書やボランティアの協力も得て、児童生徒の発表の場として取り組む。

(5) 学級文庫

- ・委員会の活動として、月1回選書し、コンテナボックスで学級文庫に配架する。
- ・学級担任が選んだ本を教室に配架する。
- ・各学級に国語辞典を配架する。

(6) 読書記録

- ・児童生徒が読んだ本の題名や読書冊数、ページ数を記録する。
- ・全校で統一した記録用紙を作り、一年間の読書冊数を記録に残していく。

(7) 読み聞かせ

- ・週1回、学級担任等が、全ての学級で読み聞かせを行う。
- ・週1回、学校司書等が、昼休み、図書館で読み聞かせを行う。
- ・異年齢集団による相互の読み聞かせを行う。

(8) 親子読書

- ・週末や月末等に、親子で読書活動をする。[次の4パターンから選択する]
 - ア 親子で一緒に本を読む。
 - イ 親子で別々の本を読む。
 - ウ 子どもが読んだ本の感想を親に聞いてもらう。
 - エ 親が子に、または子が親に読み聞かせをする。

(9) コンクールへの参加

- ・読書感想文コンクール、本のしおりコンテスト等、各種コンクールに積極的に参加し、読書に対する意欲を高める。

(10) ボランティアとの連携

- ・読み聞かせや蔵書の整理等、ボランティアと積極的に連携する。

(11) アニメーションやビブリオバトル、ブックトークの取組

- ・学級担任や教科担任と連携し、読書への興味・関心を高めるアニメーションやビブリオバトル、ブックトークの取組を計画的に実施する。

(12) 児童生徒へのレファレンス

- ・児童生徒の相談を、定期的に行う。
- ・学校図書館に関する意見箱を設置する。

(13) 保護者や地域との連携

- ・学校図書館の開館や蔵書の整理等を保護者や地域の方と連携して行う。

3 司書教諭、学校司書等、学校図書館担当者の役割や連携について（例）

- ・週1回、放課後に、司書教諭と学校司書等は打ち合わせを行う。
- ・おすすめ本の紹介を載せた図書館だよりを、月1回学校司書が発行する。
- ・司書教諭が、読書活動推進についての校内研修を行う。

4 学校図書館の貸出について（例）

- ・本の借り方や返し方のルールの啓発を行う。

5 その他 --- 学校図書館の運営方法や図書館担当職員以外の教職員との連携等（例）

- ・校内研修で、学校図書館の運営について共通理解を図る。
- ・授業での図書館の活用について、教科指導者と連携を図る。
- ・蔵書の利用について理解を深めるため、図書館担当職員以外と連携を図る。

